

日の出町狭あい道路整備促進事業のご案内

日常の人や車の通行の安全、災害時の避難など防災上の安全性の向上、通風・採光・日照等の生活環境を改善し、安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、狭あい道路の拡幅用地をご寄附いただいた土地に、予算の範囲内で舗装工事等を実施します。

※ 4メートル未満の道路に面して建物や塀等を建築する場合は、建築基準法の規制により、道路の中心から2メートル以内の範囲（拡幅用地）は建築用地として使用できず、また、その範囲内にある既設の塀等も取り壊さなければなりません。

対象と事業内容

建築基準法第42条第2項道路等（狭あい道路）に面した敷地を寄附していただき、町で舗装工事等を実施します。

以下の条件を満たしている必要があります。

- ・セツバックの土地の境界が明確であること
- ・所有権以外の権利（抵当権等）が設定されていないこと
- ・共有名義の場合は、すべての所有者の同意（申出）があること
- ・支障物件（塀・生垣等）がないこと
- ・セツバックの土地の排水が、他人の土地に流入していないこと
- ・狭あい道路と水平であること（段差がある場合は、アスファルトまたは土留めの措置がしてあること）

詳しくは、「日の出町狭あい道路整備促進事業の概要」をご覧ください。

令和7年度スケジュール

事前相談	令和7年6月2日（月）～
申込受付期間	令和7年6月16日（月）～令和7年7月31日（木）
————— 受付後	申込内容の審査を行います —————
事業採択の結果通知	令和7年9月上旬
土地所有権移転登記	令和7年9月下旬
工事施工予定期間	令和7年11月 ～ 令和8年2月

事業に関するお問合せ（事前相談）窓口
建設課管理係
役場1階西側 ④窓口
042-588-4103

お気軽にご相談ください。